

茂原市告示第 93 号

茂原市ホームステイボランティア登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティア活動を通じ国際交流活動の円滑化及び活発化を図り、もって地域に根ざした国際交流を推進するため、ホームステイボランティアの実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ホームステイボランティア」とは、ホームステイの受入れを通じて、相互理解と国際交流を深める家庭をいう。

(登録資格)

第3条 ホームステイボランティアとして登録できる者は、国際交流活動の趣旨を理解し、当該活動に積極的に参加を希望する家庭であって、家族全員の同意を得ているものとする。

(申込み及び登録)

第4条 ホームステイボランティアとして登録を希望する者(以下「登録者」という。)は、茂原市ホームステイボランティア登録申込書(別記第1号様式)を市長に提出するものとする。

(登録期間)

第5条 ホームステイボランティアの登録期間は、4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。

- 2 登録期間は、登録者及び茂原市の双方に異議のない限り、登録期間満了後1年ごとに自動的に更新するものとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

- (1) 登録者から登録取消しの申出があったとき。
- (2) 登録者が死亡したとき。
- (3) 登録者として不適当と認められる事由が発生したとき。

(報酬及び費用の負担)

第7条 登録者のボランティア活動は、無報酬とする。

(紹介依頼者の要件等)

第8条 ホームステイボランティアの紹介を依頼をすることができるものは、地方公共団体、非営利団体その他市長が特に必要と認めるものとする。

(紹介の方法)

第9条 ホームステイボランティアの紹介を依頼しようとするもの(以下「紹介依頼者」という。)は、市長に茂原市ホームステイボランティア紹介依頼書(別記第2号様式)を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の依頼があったときは、速やかに依頼内容を審査し、登録者の中から適当と認める者を本人の同意を得て、紹介依頼者に通知するものとする。
- 3 市長は、紹介が不可能な場合は、速やかに紹介依頼者にその旨を通知するものとする。
- 4 第2項の紹介を受けた依頼者は、交流活動が終了したときには、速やかに茂原市ホームステイボランティア活動報告書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(紹介の条件)

第10条 紹介依頼者は、ホームステイボランティア活動が自由意思に基づいた無報酬の活動であることに鑑み、登録者に無理な協力を強いないように配慮しなければならない。

- 2 日程等、詳細についての連絡は、紹介依頼者の責任において行うものとする。

(危険負担等)

第11条 緊急又は不測の事態が発生し、登録者が活動不能となった場合、市はその賠償の責を負わない。

- 2 紹介依頼者は、登録者又は第三者がボランティア活動中、障害等を被った場合は、登録者又は第三者に誠意をもって解決に当たらなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この告示は、公示の日から施行する。